

令和3年度 第1回碧南市福祉有償運送運営協議会 次第

日時：令和4年2月7日（月）

午後2時30分～

場所：碧南市役所2階 会議室1

1 会長あいさつ

2 議 題

（1）碧南市福祉有償運送の必要性について

（資料1）

（2）NPO法人大樹の会の福祉有償運送事業の更新について

（資料2－①～⑥）

（3）NPO法人ゆるりんの福祉有償運送運営状況について（報告）

（資料3－①～⑤）

3 その他

碧南市福祉有償運送運営協議会委員等名簿

令和3年度
(順不同・敬称略)

	氏 名	フリガナ	所 属 等	備 考
1	鈴木 隆史	スズキ タシ	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官	
	(代理)竹中 暢康	タケナカ ノブヤス	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局輸送・監査担当	
2	三島 博	シミ ヒロシ	利用者の代表 (碧南市老人クラブ連合会会長)	会長 後任
3	鈴木 たか子	スズキ タカコ	利用者の代表 (碧南市身体障害者福祉協会会長)	
4	古井 恵	フルイ メグミ	市民の代表	
5	永坂 幸子	ナガサカ サチコ	ボランティア団体の代表 (碧南市更生保護女性会会長)	副会長
6	磯貝 厚子	イソガイ アツコ	福祉有償運送事業者の代表 (NPO法人ゆるりん)	
7	潮田 憲	ウシオダ ケン	タクシー協会の代表 (愛知県タクシー協会刈谷碧南支部長)	後任
8	新美 惣英	ニイミ ソウエイ	タクシー事業者の代表 (三光陸運株式会社)	
9	佐野 達郎	サノ タツロウ	タクシー事業者の代表 (名鉄知多タクシー株式会社)	
10	藤井 嘉久	フジイ ヨシヒサ	タクシー事業者の代表 (愛知みどり交通株式会社)	
11	小湊 孝政	コミナト タカマサ	タクシー運転者の代表 (名鉄知多タクシー株式会社労働組合)	
12	山本 政裕	ヤマモト マサヒロ	市(主宰者)の職員 (碧南市健康推進部長)	

(任期2年、令和3年2月4日～令和5年2月3日)

参考人

築山 佳林	ツキヤマ カリン	NPO法人ゆるりん	福祉有償運送事業者
布間 裕子	フマ ユウコ	NPO法人大樹の会	福祉有償運送事業者
犬塚 宏子	イヌヅカ ヒロコ	NPO法人大樹の会	福祉有償運送事業者

事務局

杉浦 浩二	スギウラ コウジ	碧南市福祉こども部	福祉課長
河原 睦	カワハラ ムツミ	碧南市福祉こども部	福祉課社会福祉係長
鈴木 美奈子	スズキ ミナコ	碧南市健康推進部	高齢介護課長
小林 圭介	コバヤシ ケイスケ	碧南市健康推進部	高齢介護課課長補佐
古川 京子	フルカワ キョウコ	碧南市健康推進部	高齢介護課高齢福祉係主査

碧南市福祉有償運送の必要性について

1 碧南市の移動制約者の状況

移動制約者：道路運送法施行規則第49条第2号に規定された者で、身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護・要支援・地域支援事業対象者の認定を受けている者、その他障害等で、他人の介助によらず移動することが困難で、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者。

	令和3年 4月1日現在 (前年度比)	令和2年 4月1日現在
身体障害者	2, 129人 (▲1. 3%)	2, 157人
精神障害者	602人 (6. 1%)	565人
知的障害者	663人 (2. 6%)	646人
要介護認定者	1, 941人 (1. 6%)	1, 909人
要支援認定者	923人 (11. 5%)	817人
地域支援事業対象者	72人 (▲11. 1%)	80人
合計（移動制約者）	6, 330人 (3. 2%)	6, 126人
人 口	72, 765人 (▲0. 6%)	73, 180人
移動制約者／人口	8. 7%	8. 4%

2 碧南市内の公共交通機関、タクシー等の状況

(1) 路線バス（ふれんどバス）

西尾方面から棚尾橋経由で碧南高校まで運行（1路線）。

- ・車椅子1台が乗車可能。
- ・段差解消のためのスロープあり。
- ・歩行が困難な者にとっては停留所まで出かけること自体が困難。

(2) コミュニティバス（くるくるバス）

市内巡回4コース

（利用者）令和2年度 年間82,808人

- ・車椅子2台が乗車可能。
- ・乗降の際の段差解消のためステップあり。
- ・歩行が困難な者にとっては停留所まで出かけること自体が困難。

(3) タクシー

市内タクシーの状況

（実績）令和2年度 3事業者 31台の車両保有

年間輸送 128,174人

- ・発着地が自由なので負担が少ない。
- ・リフトアップ、車椅子対応等の福祉車両はなし。

3 碧南市の外出支援事業

(1) 福祉タクシー料金助成事業

タクシーの基本料金の補助（タクシー利用券交付）

ア 対象者

- ・身体障害者手帳 1級から3級までの者
- ・療育手帳 A判定又はB判定の者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級又は2級の者

※自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合は対象外

イ 行き先

限定なし

ウ 利用券交付枚数

月2枚（年間24枚）、ただし通院日数により割り増しあり。

エ 利用タクシー会社

三光陸運、名鉄知多タクシー、愛知みどり交通、愛知福祉サービス、エクスプレス・サービス、刈谷交通、安城交通、大興タクシー、ほほえみケア輸送(※)、こうしん介護タクシー(※)、アークケアタクシー(※)、介護福祉タクシーこうえい、福祉タクシーたまるや(※)、介護福祉タクシーカルカル(※)、リフト付介護タクシー福祉の足(※)

((※)介護タクシーのみを示す)

オ 令和2年度利用実績

・利用者

(人)

身 体 障 害					療育 手帳	精神 保健	合計
肢体 不自由	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語	内部			
131	30	11	2	100	55	180	509

・タクシー券

交付枚数：12,377枚

利用枚数：4,827枚（1枚700円まで）

(2) 高齢者外出支援サービス事業

一般の公共交通機関の利用が困難なひとり暮らし高齢者等の送迎

ア 対象者

65歳以上の一人暮らし、高齢者世帯、またはこれに準じるもので下肢、視覚、精神的障害のために一般の交通機関を利用することが困難な者

イ 使用車両

福祉車両（車椅子対応、リフト付き等） 4台

ウ 行き先

市内医療機関、公共施設

エ 利用制限

週1回まで

オ 委託先

NPO法人ゆるりん

カ 令和2年度利用実績

延べ利用人数：37人

(3) 車いす専用車両貸出事業（社会福祉協議会事業）

車いす利用者が乗車するための福祉車両の貸出し

ア 対象者

市内に住所を有する車いす使用者又は市内の福祉団体、福祉施設

イ 貸出車両

福祉車両（車椅子対応）

ウ 行き先

通院・退院・病院移動、ショートステイ・デイサービスの送迎、その他（法事・気分転換・食事など）

エ 利用制限

1回4日以内

オ 利用者の負担

30 k mまでは 300 円、10 k m増すごとに 100 円を加算（実費相当）

カ 令和 2 年度利用実績

利用目的及び利用人数（利用者・運転手・同乗者含む）

・通院・退院・病院移動	3 1 0 回	7 1 3 人
・ショートステイ・デイサービスの送迎	1 2 回	2 8 人
・その他（法事・気分転換・食事など）	1 7 回	4 2 人
計	延べ 3 3 9 回	

4 碧南市内における福祉有償運送の状況

※ 1 月～12 月の 3 年間の推移（ただし令和元年は平成 31 年 1 月～令和元年 12 月）

N P O 法人ゆるりん

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
延べ輸送回数／距離	92 回／388. 5km	107 回／406. 1km	92 回／368. 9km
会 員 数	7 人	7 人	7 人
運転者数／車両台数	5 人／ 4 台	5 人／ 4 台	5 人／ 4 台
事故・苦情の報告	無	無	無

N P O 法人大樹の会

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
延べ輸送回数／距離	15 回／97km	9 回／56 k m	12 回／45km
会 員 数	3 人	3 人	3 人
運転者数／車両台数	24 人 21 台	24 人／22 台	20 人／18 台
事故・苦情の報告	無	無	無

5 碧南市福祉有償運送の必要性

- ・公共交通機関や碧南市の外出支援事業を補完するものとして、福祉有償運送が一定数利用されている。
- ・碧南市の移動制約者の人数、割合は年々増加しており、高齢者数の増加により今後も需要が増える見込まれる。

以上のことから、今後も地域の交通手段として福祉有償運送による輸送サービスは必要と思われます。

使用車両 NPO法人大樹の会

令和3年12月31日現在

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者 又は使用者	車名 運転者	自動車保険				(単位:万円)		自動車提供契約書	備考	
							対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限	契約書		登録年	削除年
1	軽自	平成26年	R4.2.26	後部スロープ装置・車いす車	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R4.6.27	○	-	26年3月	-
2	小型	平成25年	R5.1.30	後部スロープ装置・車いす車	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R4.6.27	○	-	25年2月	-
3	軽自	平成26年	R5.10.21	後部スロープ装置・車いす車	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R4.6.27	○	-	26年10月	-
4	軽自	平成20年	R5.4.14	後部スロープ装置・車いす車	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R4.6.27	○	-	31年4月	-
5	軽自	平成29年	R4.1.22	後部スロープ装置・車いす車	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R4.6.27	○	-	29年1月	-
6	軽自	平成23年	R4.7.29	後部スロープ装置・車いす車	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R4.6.27	○	-	30年7月	-
7	軽自	平成21年	R5.2.17		大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R4.6.27	○	-	31年2月	-
8	軽自	令和3年	R6.6.8	後部スロープ装置・車いす車	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R4.6.27	○	-	令和3年6月	-
9	軽自	令和3年	R6.12.16	後部スロープ装置・車いす車	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R4.6.27	○	-	令和3年12月	-
10	軽自	平成25年	R4.10.16		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	-	R5.2.2	○	○	26年1月	-
11	小型	平成27年	R4.3.24		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※3	R4.4.3	○	○	27年4月	-
12	小型	平成27年	R4.3.9		個人所有	個人所有	無制限	無制限	無制限	-	R4.12.21	○	○	令和2年11月	-
13	軽自	令和2年	R5.2.27		個人所有	個人所有	無制限	無制限	7,000	※4	R4.2.27	○	○	令和3年2月	-
14	軽自	平成29年	R4.2.26		個人所有	個人所有	無制限	無制限	-	1,000	R4.5.31	○	○	29年3月	-
15	軽自	平成25年	R4.4.21		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	-	R4.4.13	○	○	25年4月	-
16	軽自	平成26年	R5.5.29		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	-	R4.9.9	○	○	27年10月	-
17	小型	平成26年	R5.5.27		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	-	R5.1.12	○	○	26年6月	-
18	軽自	平成27年	R4.7.16		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	R4.4.30	○	○	27年7月	-

※1 入院10,000円/日 通院5,000円/日

※2 5日以上の場合は入通院 200,000円

※3 5日以上の場合は入通院 100,000円

※4 5日未満入通院10,000円 5日以上入通院 100,000円

令和3年使用車両異動分

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者又は 使用者	車名 運転者	自動車保険					(単位:万円)		自動車提供 契約書	備考	
							対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限	契約書	登録年月		削除年月	
1	軽自	令和3年	R6.6.8	後部スロープ装置・車いす車	大樹の会	-	無制限	無制限	5000	※1	R4.6.27	○	-	令和3年6月		
2	軽自	令和3年	R6.12.16	後部スロープ装置・車いす車	大樹の会	-	無制限	無制限	5000	※1	R4.6.27	○	-	令和3年12月		
3	軽自	令和2年	R5.2.27		個人所有	個人所有	無制限	無制限	7000	※4	R4.2.27	○	○	令和3年2月		
4	軽自	平成21年	R4.7.30		個人所有	個人所有	無制限	無制限	7000	※4	R4.2.27	○	○	25年12月	令和3年2月	
5	軽自	平成22年	R2.12.12	電動リフト装置・乗用車	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R3.6.27	○	-	24年8月	令和3年3月	
6	軽自	平成29年	R4.3.9		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	R3.10.27	○	○	29年3月	令和3年3月	
7	軽自	平成21年	R3.4.22		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3000	1000	R3.1.31	○	○	27年5月	令和3年5月	
8	軽自	平成23年	R4.2.24		大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R3.6.27	○	-	23年2月	令和3年6月	
9	軽自	平成28年	R3.4.7		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3000	※4	R3.4.8	○	○	令和2年7月	令和3年9月	
10	軽自	平成19	R3.1.30	電動リフト装置・車いす車	大樹の会	-	無制限	無制限	5000	※1	R4.6.27	○	-	19年1月	令和3年12月	

運転者名簿 NPO法人大樹の会

資料2-②

令和3年12月31日現在

No.	氏名	年齢	自動車免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証(※)	運転者就任承諾書 宣誓書	車両持込	優良区分	備考
1	運転者1	69	普通一種	昭和46年4月5日	令和5年5月9日	○	○	-	優良	
2	運転者2	56	普通一種	令和3年9月9日	令和8年9月29日	○	○	-	優良	
3	運転者3	51	普通一種	昭和63年3月16日	令和8年5月18日	○	○	-	優良	
4	運転者4	72	普通一種	昭和60年4月13日	令和5年4月10日	○	○	○	一般	
5	運転者5	61	普通一種	昭和59年12月11日	令和5年11月3日	○	○	○	一般	
6	運転者6	59	普通一種	平成9年7月23日	令和5年8月18日	○	○	-	優良	
7	運転者7	54	普通一種	昭和61年12月8日	令和4年11月18日	○	○	○	優良	
8	運転者8	69	普通一種	昭和46年7月14日	令和8年4月14日	○	○	○	一般	
9	運転者9	41	普通一種	平成11年8月4日	令和5年3月28日	○	○	-	一般	
10	運転者10	53	普通一種	昭和62年7月3日	令和7年1月5日	○	○	-	優良	
11	運転者11	36	普通一種	平成16年4月13日	令和6年9月8日	○	○	-	一般	
12	運転者12	60	普通一種	昭和62年7月28日	令和4年8月20日	○	○	○	一般	
13	運転者13	62	普通一種	昭和58年7月11日	令和5年3月8日	○	○	○	一般	
14	運転者14	52	普通一種	昭和63年7月29日	令和6年8月25日	○	○	-	優良	
15	運転者15	69	普通一種	昭和54年6月13日	令和5年1月6日	○	○	-	一般	
16	運転者16	49	普通一種	平成9年9月26日	令和6年4月30日	○	○	-	優良	
17	運転者17	70	普通一種	昭和45年4月10日	令和4年9月18日	○	○	○	優良	
18	運転者18	54	普通一種	昭和61年7月11日	令和5年10月30日	○	○	○	一般	
19	運転者19	68	普通一種	昭和46年4月9日	令和8年9月23日	○	○	-	一般	
20	運転者20	64	普通一種	昭和51年8月11日	令和4年4月24日	○	○	○	優良	

※ 移動ネットあいちによる講習を修了したことを示します

令和3年運転者異動者

No.	氏名	年齢	自動車 免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証	運転者就任承諾書 宣誓書	車両持込	優良区分	備考
1	運転手21	67	普通一種	昭和59年6月13日	令和6年12月4日	○	○	-	優良	抹消 令和3年3月31日
2	運転手22	47	普通一種	平成4年3月25日	令和5年10月7日	○	○	○	一般	抹消 令和3年3月31日
3	運転手23	69	普通一種	昭和59年4月24日	令和4年4月19日	○	○	-	優良	抹消 令和3年6月30日
4	運転手24	72	普通一種	昭和46年5月19日	令和3年11月16日	○	○	○	一般	抹消 令和3年9月30日

会員名簿 NPO法人大樹の会

令和3年12月31日現在

No.	氏名	性別	運送を必要とする理由							備考①	備考②
			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト		
			身体	精神	知的	要介護	要支援	事業対象者	その他		
1	会員1	男	1							下肢	1種1級
2	会員2	男	1							視覚障害	1種1級
3	会員3	男	1							視覚障害	1種1級

令和3年会員異動者

なし

＜運送の対価として収受する金額＞

●移動料金

・普通車両

利用者乗車地点→降車地点の走行距離により算出をします。

走行距離 2 キロまで 380 円

その後、走行 1 キロあたり 110 円

・ストレッチャー対応福祉車両

事務所発→利用者乗車地点→降車地点の走行距離により算出をします。

走行距離 4 キロまで 700 円

その後、走行 1 キロあたり 110 円

料金表

走行距離	普通車両 移動料金	走行距離	ストレッチャー対応車両 移動料金
	利用者乗車地点→降車地点		事務所発→利用者乗車地点 →降車地点
2 km まで	380 円	4 km まで	700 円
3 km	490 円		
5 km	710 円	5 km	810 円
10 km	1,260 円	10 km	1,360 円
20 km	2,360 円	20 km	2,460 円

＜運送の対価以外の対価として収受する金額＞

項 目	金 額	備 考
イ) 迎車回送料金	—	移動料金に組み込んでいるので別途請求はしない
ロ) いきがいサービス料金	600 円/ 30 分	外出等の付き添い・待機の時間 運転者とは別に介助者を必要とした場合など 病院内の付き添い時のみ 30 分 500 円で
ハ) 乗降介助料金		
介護保険・障害福祉サービス適用の場合	保険料の自己負担額	運転者がヘルパーとして乗降介助を行う。
上記保険適用外の場合	420 円/回	運転者が乗降介助を行う際の介助料。乗降介助に 15 分未満の場合
車イス等使用料	100 円/回	車椅子・リクライニング車椅子・ストレッチャー

会員となる時の入会金、年会費は専ら団体の維持・運営に当てられるのでここでの対価には含めない。

タクシー運賃とNPOの料金比較 大樹の会

<タクシー運賃と迎車料(120円)の1/2>

走行距離	タクシー運賃			大樹の会 (普通車)		大樹の会 (ストレッチャー対応車)	
	距離	運賃	1/2				
1.178km	1.178km	720円	360円	380円	105.6%	700円	194.4%
	1.429km	810円	405円		93.8%		172.8%
	1.680km	900円	450円		84.4%		155.6%
	1.931km	990円	495円		76.8%		141.4%
2km	2.182km	1,080円	540円	490円	90.7%	700円	129.6%
	2.433km	1,170円	585円		83.8%		119.7%
	2.684km	1,260円	630円		77.8%		111.1%
	2.935km	1,350円	675円		72.6%		103.7%
3km	3.186km	1,440円	720円	600円	83.3%	700円	97.2%
	3.437km	1,530円	765円		78.4%		91.5%
	3.688km	1,620円	810円		74.1%		86.4%
	3.939km	1,710円	855円		70.2%		81.9%
4km	4.190km	1,800円	900円	710円	78.9%	810円	90.0%
	4.441km	1,890円	945円		75.1%		85.7%
	4.692km	1,980円	990円		71.7%		81.8%
	4.943km	2,070円	1,035円		68.6%		78.3%
5km	5.194km	2,160円	1,080円	820円	75.9%	920円	85.2%
	5.445km	2,250円	1,125円		72.9%		81.8%
	5.696km	2,340円	1,170円		70.1%		78.6%
	5.947km	2,430円	1,215円		67.5%		75.7%
6km	6.198km	2,520円	1,260円	930円	73.8%	1,030円	81.7%
	6.449km	2,610円	1,305円		71.3%		78.9%
	6.700km	2,700円	1,350円		68.9%		76.3%
	6.951km	2,790円	1,395円		66.7%		73.8%
7km	7.202km	2,880円	1,440円	1,040円	72.2%	1,140円	79.2%
	7.453km	2,970円	1,485円		70.0%		76.8%

8km	7.704km	3,060円	1,530円		68.0%		74.5%
	7.955km	3,150円	1,575円	1,040円	66.0%	1,140円	72.4%
9km	8.206km	3,240円	1,620円	1,150円	71.0%	1,250円	77.2%
	8.457km	3,330円	1,665円		69.1%		75.1%
	8.708km	3,420円	1,710円		67.3%		73.1%
	8.959km	3,510円	1,755円		65.5%		71.2%
10km	9.210km	3,600円	1,800円	1,260円	70.0%	1,360円	75.6%
	9.461km	3,690円	1,845円		68.3%		73.7%
	9.712km	3,780円	1,890円		66.7%		72.0%
	9.963km	3,870円	1,935円		66.7%		72.0%
11km	10.214km	3,960円	1,980円	1,370円	69.2%	1,470円	74.2%
	10.465km	4,050円	2,025円		67.7%		72.6%
	10.716km	4,140円	2,070円		66.2%		71.0%
	10.967km	4,230円	2,115円		64.8%		69.5%
12km	11.218km	4,320円	2,160円	1,480円	68.5%	1,580円	73.1%
	11.469km	4,410円	2,205円		67.1%		71.7%
	11.720km	4,500円	2,250円		65.8%		70.2%
	11.971km	4,590円	2,295円		64.5%		68.8%
13km	12.222km	4,680円	2,340円	1,590円	67.9%	1,690円	72.2%
	12.473km	4,770円	2,385円		66.7%		70.9%
	12.724km	4,860円	2,430円		65.4%		69.5%
	12.975km	4,950円	2,475円		64.2%		68.3%
14km	13.226km	5,040円	2,520円	1,700円	67.5%	1,800円	71.4%
	13.477km	5,130円	2,565円		66.3%		70.2%
	13.728km	5,220円	2,610円		65.1%		69.0%
	13.979km	5,310円	2,655円		64.0%		67.8%
	14.230km	5,400円	2,700円	1,810円	67.0%	1,910円	70.7%
	14.481km	5,490円	2,745円		65.9%		69.6%
	14.732km	5,580円	2,790円		64.9%		68.5%

15km	14.983km	5,670円	2,835円		63.8%		67.4%
	15.234km	5,760円	2,880円	1,920円	66.7%	2,020円	70.1%
	15.485km	5,850円	2,925円		65.6%		69.1%
	15.736km	5,940円	2,970円		64.6%		68.0%
	15.987km	6,030円	3,015円		63.7%		67.0%
16km	16.238km	6,120円	3,060円	2,030円	66.3%	2,130円	69.6%
	16.489km	6,210円	3,105円		65.4%		68.6%
	16.740km	6,300円	3,150円		64.4%		67.6%
	16.991km	6,390円	3,195円		63.5%		66.7%
17km	17.242km	6,480円	3,240円	2,140円	66.0%	2,240円	69.1%
	17.493km	6,570円	3,285円		65.1%		68.2%
	17.744km	6,660円	3,330円		64.3%		67.3%
	17.995km	6,750円	3,375円		63.4%		66.4%
18km	18.246km	6,840円	3,420円	2,250円	65.8%	2,350円	68.7%
	18.497km	6,930円	3,465円		64.9%		67.8%
	18.748km	7,020円	3,510円		64.1%		67.0%
	18.999km	7,110円	3,555円		63.3%		66.1%
19km	19.250km	7,200円	3,600円	2,360円	65.6%	2,460円	68.3%
	19.501km	7,290円	3,645円		64.7%		67.5%
	19.752km	7,380円	3,690円		64.0%		66.7%
20km							

タクシー運賃算定

普通車A運賃で算定

初乗運賃	1.178kmまで	600円
加算運賃	251mごとに	90円
迎車料金	—	120円

大樹の会運賃算定

初乗運賃	2kmまで	380円
加算運賃	1kmごとに	110円

・その後上記料金のとおり

・利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出

・上記料金の他乗降介助料として利用者負担有り

更新登録の届出に際して基本的に必要な書類の確認表

資料2-⑥

No.	項目	様式第1-2号	目	NPO法人 大樹の会
**	更新登録申請書	様式第1-2号	定款	
1	運送主体	履歴事項全部証明書 役員名簿 宣誓書 様式第2号	特に変更のない場合は現在事項証明でも可 登記参照 法第79条の4第1号～第4号までの欠格事由のいずれにも該当しない旨を証する書類 (欠格事由とは、例えば業務の取り消しを受け、2年以上経過していないなどであるがこれに該当しない)	
4	料金表	(任意様式)	旅客から収受する対価	
5	使用車両	車検証の写し	利用料金 タクシー料金の概ね1/2	
6	運転者	使用権原 運転者等就任承諾書 様式第4号 免許証の写し 安全運転教育終了 (確認)	NPO法人 大樹の会 9台 持込車両 9台 別紙「有償運送事業に係る自家用自動車の使用と使用に関する契約書」のとおり 運転者全20名「運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿」のとおり 運転者全20名分。 NPO法人移動ネットあいちが主催する「安全運転教育」を修了。全20名分。 年 齢 20名とも21歳以上 免 許 期 間 20名とも普通第1種免許を有する期間が3年以上 免 停 処 分 20名とも申請日前2年間に於いて運転免許停止処分を受けていないこと 別紙「運行管理責任者就任承諾書」のとおり	
7	運行管理責任者	就任承諾書 様式第5号	乗車定員10人以下の車両5台以上の運行を管理する場合は、どちらかの書類を添付すること	
8	運行管理体制	運行管理者資格証 規則第51条の17各号 運行管理体制等 様式第6号	別紙「運行管理体制等を記載した書類」のとおり	
9	損害賠償措置	契約書	旅客その他のものの生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面（全ての車両に おいて、対人：8,000万円 対物：200万円以上の保険に加入し、保険証の写し）	
10	輸送対象	旅客客名簿 参考様式第1号 参考様式第2号 (対象者区別)	碧南市関係分3名（ただし全会員108名）（令和3年12月31日現在） 住所が碧南市内であること 事業主体の登録を受けた次の各号のいずれかに該当する者及びその付添人 (イ) 身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」であって車両の乗降に介助を有する者 (ロ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する「精神障害者」であって車両の乗降に介助を有する者 (ハ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する「知的障害者」であって車両の乗降に介助を有する者 (ニ) 介護保険法に規定する「要介護者」であって車両の乗降に介助を有する者 (ホ) 介護保険法に規定する「要支援者」であって車両の乗降に介助を有する者 (ヘ) 介護保険法施行規則で定める「地域支援事業対象者」であって車両の乗降に介助を有する者 (ト) その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での歩行が困難な者	
11	登録証	様式第7号	中部運輸局愛知運輸支局長から交付されたもの	

「No.」は愛運支公示第7号で、更新登録の申請に際して基本的に添付が必要な書類として示されたもの。「様式」も同じ。

使用車両 NPO法人ゆるりん

令和3年12月31日現在

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者 又は使用者	車名 運転者	自動車保険				(単位:万円)		自動車提 供契約書	備考	
							対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限	契約書		登録年	削除年
1	軽自	平成15年	R5.2.13	車いす固定1基	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	5,000	R4.2.24	○	-	H15.2.14	
2	普通	平成17年	R5.2.22	車いす固定2基	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	5,000	R4.2.24	○	-	H17.2.23	
3	普通	平成23年	R5.2.27	車いす固定2基	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	5,000	R4.2.24	○	-	H23.2.28	
4	軽自	平成27年	R4.5.28	回転シート	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	5,000	R4.7.16	○	-	H27.6.3	
5															

令和3年使用車両異動分

なし

運転者名簿 NPO法人ゆるりん

資料3-②

令和3年12月31日現在

No.	氏名	年齢	自動車 免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証(※)	運転者就任承諾 書・宣誓書	車両持込	優良区分	備考
1	運転者1	62	普通一種	昭和53年4月10日	令和7年9月9日	○	○	—	優良	
2	運転者2	54	普通一種	昭和61年2月26日	令和4年7月5日	○	○	—	優良	
3	運転者3	62	普通一種	昭和53年4月3日	令和5年8月29日	○	○	—	優良	
4	運転者4	54	普通一種	昭和61年12月10日	令和4年1月5日	○	○	—	一般	
5	運転者5	53	普通一種	昭和62年4月23日	令和7年9月30日	○	○	—	一般	

※ 移動ネットあいちによる講習を修了したことを示します

令和3年運転者異動者

なし

会員名簿 NPO法人ゆるりん

令和3年12月31日現在

No.	氏名	性別	運送を必要とする理由							備考①	備考②
			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト		
			身体	精神	知的	要介護	要支援	事業対象者	その他		
1	会員1	男			1					療育手帳A	
2	会員2	男	1			1				体幹5級 上肢7級	要介護4
3	会員3	女			1					療育手帳A	
4	会員4	男	1		1					体幹1級	療育手帳A
5	会員5	男	1		1					体幹1級	療育手帳A
6	会員6	女				1				要介護1	
7	会員7	男	1			1				身体2級	要介護1

令和3年会員異動者

なし

＜運送の対価として収受する金額＞

●移動料金

・ 走行 2 キロまで 400 円

・ その後、下記料金表の通り

利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出をします。

料金表

乗車距離	特定非営利活動法人ゆるりん
2 km	400 円
3 km	520 円
5 km	840 円
10 km	1640 円
20 km	3280 円

＜運送の対価以外の対価として収受する金額＞

項 目	金 額	備 考
イ) 迎車回送料金	—	移動料金に組み込んでいるので別途請求はしない
ロ) 待機料金	—	
ハ) その他の料金		
介助料（介護保険外）	1000 円／時	運転者が乗降介助を行う際の介助料
ストレッチャー使用料	1000 円／回	

※ 金額は税抜き

会員となる時の入会金、年会費は専ら団体の維持・運営に当てられるのでここでの対価には含めない。

タクシー運賃とNPOの料金比較(普通車)ゆるりん

<タクシー運賃と迎車料(120円)の1/2>

走行距離	タクシー運賃			ゆるりん	
	距離	運賃	1/2		
1.178km	1.178km	720円	360円	400円	111.1%
	1.429km	810円	405円		98.8%
	1.680km	900円	450円		88.9%
	1.931km	990円	495円		80.8%
2km	2.182km	1,080円	540円	520円	96.3%
	2.433km	1,170円	585円		88.9%
	2.684km	1,260円	630円		82.5%
	2.935km	1,350円	675円		77.0%
3km	3.186km	1,440円	720円	680円	94.4%
	3.437km	1,530円	765円		88.9%
	3.688km	1,620円	810円		84.0%
	3.939km	1,710円	855円		79.5%
4km	4.190km	1,800円	900円	840円	93.3%
	4.441km	1,890円	945円		88.9%
	4.692km	1,980円	990円		84.8%
	4.943km	2,070円	1,035円		81.2%
5km	5.194km	2,160円	1,080円	1,000円	92.6%
	5.445km	2,250円	1,125円		88.9%
	5.696km	2,340円	1,170円		85.5%
	5.947km	2,430円	1,215円		82.3%
6km	6.198km	2,520円	1,260円	1,160円	92.1%
	6.449km	2,610円	1,305円		88.9%
	6.700km	2,700円	1,350円		85.9%
	6.951km	2,790円	1,395円		83.2%
7km	7.202km	2,880円	1,440円	1,320円	91.7%
	7.453km	2,970円	1,485円		88.9%

8km	7.704km	3,060円	1,530円		86.3%
	7.955km	3,150円	1,575円	1,320円	83.8%
9km	8.206km	3,240円	1,620円	1,480円	91.4%
	8.457km	3,330円	1,665円		88.9%
	8.708km	3,420円	1,710円		86.5%
	8.959km	3,510円	1,755円		84.3%
10km	9.210km	3,600円	1,800円	1,640円	91.1%
	9.461km	3,690円	1,845円		88.9%
	9.712km	3,780円	1,890円		86.8%
	9.963km	3,870円	1,935円		86.8%
11km	10.214km	3,960円	1,980円	1,800円	90.9%
	10.465km	4,050円	2,025円		88.9%
	10.716km	4,140円	2,070円		87.0%
	10.967km	4,230円	2,115円		85.1%
12km	11.218km	4,320円	2,160円	1,960円	90.7%
	11.469km	4,410円	2,205円		88.9%
	11.720km	4,500円	2,250円		87.1%
	11.971km	4,590円	2,295円		85.4%
13km	12.222km	4,680円	2,340円	2,120円	90.6%
	12.473km	4,770円	2,385円		88.9%
	12.724km	4,860円	2,430円		87.2%
	12.975km	4,950円	2,475円		85.7%
14km	13.226km	5,040円	2,520円	2,280円	90.5%
	13.477km	5,130円	2,565円		88.9%
	13.728km	5,220円	2,610円		87.4%
	13.979km	5,310円	2,655円		85.9%
14km	14.230km	5,400円	2,700円	2,440円	90.4%
	14.481km	5,490円	2,745円		88.9%
	14.732km	5,580円	2,790円		87.5%

15km	14.983km	5,670円	2,835円	86.1%
	15.234km	5,760円	2,880円	90.3%
	15.485km	5,850円	2,925円	88.9%
	15.736km	5,940円	2,970円	87.5%
	15.987km	6,030円	3,015円	86.2%
16km	16.238km	6,120円	3,060円	90.2%
	16.489km	6,210円	3,105円	88.9%
	16.740km	6,300円	3,150円	87.6%
	16.991km	6,390円	3,195円	86.4%
17km	17.242km	6,480円	3,240円	91.4%
	17.493km	6,570円	3,285円	90.1%
	17.744km	6,660円	3,330円	88.9%
	17.995km	6,750円	3,375円	87.7%
18km	18.246km	6,840円	3,420円	91.2%
	18.497km	6,930円	3,465円	90.0%
	18.748km	7,020円	3,510円	88.9%
	18.999km	7,110円	3,555円	87.8%
19km	19.250km	7,200円	3,600円	91.1%
	19.501km	7,290円	3,645円	90.0%
	19.752km	7,380円	3,690円	88.9%
20km				

タクシー運賃算定

普通車A運賃で算定

初乗運賃	1.178kmまで	600円
加算運賃	251mごとに	90円
迎車料金	—	120円

ゆるりん運賃算定

初乗運賃	2kmまで	400円
------	-------	------

- ・その後上記料金のとおり
- ・利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出
- ・上記料金の他乗降介助料として利用者負担有り

○碧南市福祉有償運送運営協議会規程

平成19年1月11日公告第2号

改正

平成21年2月17日公告第21号

令和3年2月26日公告第24号

碧南市福祉有償運送運営協議会規程

碧南市福祉有償運送運営協議会規程（平成18年碧南市公告第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市における福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第51条第2号の福祉有償運送をいう。以下同じ。）の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るとともに、福祉有償運送の必要性及び福祉有償運送を行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要な事項を協議するため、碧南市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定により自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （2）法第79条の12第1項第4号の規定に関する事項
- （3）協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送について協議会が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- （1）国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名する職員
- （2）想定される福祉有償運送の利用者の代表
- （3）市民の代表
- （4）ボランティア団体の代表
- （5）本市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表
- （6）タクシー事業者が組織する団体の代表
- （7）タクシー事業者の代表
- （8）タクシーの運転者の代表
- （9）市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の全員一致をもって決するものとする。ただし、全員一致の協議が調わないときは、委員のうちから市長があらかじめ指名した者が協議し、決定するものとする。

4 協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を協議会に出席させ、説明又は意見を

求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 第2条に規定する協議事項について協議会において協議が調ったときは、当該協議に係る関係者は、その結果を尊重し、当該協議に係る事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 前項に規定する場合において、法第79条の登録を受けようとする者は、速やかに当該登録の申請を行うものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康推進部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年1月11日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成21年2月17日公告第21号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月26日公告第24号)

この規程は、令和3年2月26日から施行する。

○碧南市における福祉有償運送事業運営規程

平成19年 1 月11日公告第3号

改正

平成21年 2 月17日公告第21号

令和 3 年 2 月26日公告第25号

碧南市における福祉有償運送事業運営規程

碧南市における福祉有償運送事業運営規程（平成18年碧南市公告第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、碧南市における福祉有償運送事業（以下「事業」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（事業実施者）

第2条 事業は、法第78条第2号に規定する者であつて相当数の利用者が見込まれるものが行うものとする。

（運転者）

第3条 事業の用に供する車両（以下「使用車両」という。）の運転者は、施行規則第51条の16第1項に規定するもののほか次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

（1） 21歳以上であること。

（2） 普通第一種免許を有する期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上であること。

（車両内の表示）

第4条 事業を実施する者（以下「事業主体」という。）は、施行規則第51条の19第3項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を利用者に見やすいように使用車両の内部に掲示しなければならない。

（1） 運送の対価

（2） 自動車登録番号

（旅客の名簿）

第5条 事業主体は、施行規則第51条の25の名簿を適切に管理しなければならない。

2 事業主体は、市長から前項の名簿の閲覧の求めがあった場合は、これを閲覧に供するものとする。

（変更事項の届出等）

第6条 事業主体は、施行規則第51条の13第1項に規定する軽微な事項を変更したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業主体は、次に掲げる事項の異動状況を3月ごとに市長に報告しなければならない。

（1） 使用車両に関すること。

（2） 運転者に関すること。

（3） 利用者の状況に関すること。

（相談等の窓口）

第7条 福祉有償運送に関する相談、苦情、事故等に対応するため、相談、事故報告等の受付窓口を設置する。

2 前項の受付窓口の担当区分は、次のとおりとする。

（1） 福祉こども部福祉課 障害者に関すること。

（2） 健康推進部高齢介護課 高齢者に関すること。

（実施状況等の報告）

第8条 事業主体は、事業の実施状況について市長から報告の求めがあったときは、これに応じなければならない。

2 事業主体は、事業に係る事故が発生したときは、速やかに事故の状況を市長に報告しなければならない。

3 事業主体は、事業に係る苦情の申出があったときは、苦情の内容を市長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成19年 1 月11日から施行し、平成18年10月 1 日から適用する。

附 則（平成21年 2 月17日公告第21号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月26日公告第25号）

この規程は、令和3年2月26日から適用する。

項 目	道路運送法及び同法施行規則（概要）	碧南市が付加する独自要件 (条は碧南市における福祉有償運送事業運営規程に該当)
運 送 主 体	法第78条第1項第2号 事業実施主体 ・ NPO法人 規則第48条 ・ 一般社団法人又は一般財団法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会 ・ 自治会、青年団、観光関係の協議会など、「権利能力なき社団」	第2条 事業実施者 ・ 利用者が相当数見込まれること
運 送 の 対 象	法第78条第2号、規則第49条第2号 福祉有償運送の対象 他人の介助によらず移動することが困難で、単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な者 イ 身体障害者 身体障害者福祉法第4条該当者 ロ 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条該当者 ハ 知的障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号該当者 ニ 要介護者 介護保険法第19条第1項該当者 ホ 要支援者 介護保険法第19条第2項該当者 ヘ 地域支援事業対象者 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号該当者 ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 令和2年11月27日付け愛運支局公示第15号「その他の障害を有する者」 ・ 自閉症、学習障害の等の発達障害を有する者で他人の介助によらずに移動することが困難かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な者 等	対象者の基準は参考3-②のとおり (対象者の確認方法) ①NPO法人が利用者アセスメント表を作成し、該当者であることを確認 ↓ ②NPO法人は、新規登録者を市へ報告 ↓ ③市が手帳の保持を確認又は市が認定基準に基づき確認
運 転 者	規則第51条の16 運転者 ①普通第二種免許を有することを基本 ②普通第一種免許を有し、過去2年以内に停止されていない者で、イ又はロを満たす者 イ 大臣が認定する講習を修了 ロ イに準ずるものとして大臣が認める要件を備えていること	第3条 運転者 ・ 21歳以上であること ・ 普通第一種免許を有する期間が3年以上
車両内の表示	規則第51条の19 運転者証の表示 以下の事項を記載し、運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し掲示 ・ 作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期限、第五十一条の十六第一項及び第二項に規定する要件に係る事項	第4条 車両内の表示 ・ 運送の対価、自動車登録番号
会 員 登 録 簿	規則第51条の25 旅客名簿 旅客について、以下の事項を記載した名簿を作成し、事務所に常備 ・ 氏名、住所、運送を必要とする理由、その他必要な事項	第5条 旅客の名簿 ・ 市からの求めにより会員登録簿を閲覧に供する
実 施 状 況 等 報 告	法第79条の10 事故の報告	第8条 実施状況等の報告 ・ 市からの求めに応じること ・ 事故発生時は市へ報告 ・ 苦情があった場合は市へ報告
変 更 事 項 の 届 出 等	法第79条の7 変更登録等 規則第51条の13第1項 軽微な変更	第6条 変更事項の届出等 ・ 30日以内に市へ報告 ・ 下記の異動状況を3ヶ月毎に市へ報告 (1) 使用車両 (2) 運転者 (3) 利用者の状況

運送の対象者とする基準

参考3-②

(施行規則第49条、令和2年11月27日付け愛運支局公示第15号を参考に)

- イ 身体障害者（身体障害者福祉法第4条該当者）
身体障害者手帳保持者のうち
①「肢体不自由」は、体幹3級保持
②「視覚障害」は、4級保持
上記以外は、調査票の「2生活機能に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
- ロ 精神障害者
精神障害者保健福祉手帳1級保持
上記以外は調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
- ハ 知的障害者
療育手帳A判定保持
上記以外は調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
- ニ 要介護認定者（介護保険法第19条第1項該当者）
①介護認定2以上
②介護度1の場合は、介護保険認定調査票による日常生活自立度が判定項目Ⅱa（知的障害）以上またはA1（身体障害）以上を原則とするが、「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容により判断する
- ホ 要支援認定者（介護保険法第19条第2項該当者）
介護保険認定調査票による日常生活自立度が判定項目Ⅱa（知的障害）以上またはA1（身体障害）以上を原則とするが、「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容及び介護予防計画の位置付けにより判断する
- ヘ 地域支援事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号該当者）
調査票の「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容及び介護予防計画の位置付けにより判断する
- ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
 - a その他肢体不自由の者
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - b 内部障害
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - c 発達障害
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - d 自閉症
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - e 学習障害
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - f その他の障害
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

運送の対象者の確認方法について

- (1) 該当者であることが明らかな場合
 - ① NPO法人が利用者アセスメント票を作成し該当者であることを確認する
 - ↓
 - ② NPO法人は、新規登録者を3ヶ月ごとに市へ報告する
 - ↓
 - ③ 市は、新規登録者が該当者であることを基準により確認する
- (2) 該当者であることが明らかなでない場合
 - ① NPO法人が利用者アセスメント票を作成し該当者であることを確認する
 - ↓
 - ② NPO法人は、新規申請者を直ちに市へ報告する
 - ↓
 - ③ 市は、新規申請者が該当者であることを基準により確認し、NPO法人に連絡する
 - ↓
 - ④ NPO法人は、新規申請者を新規登録者として事業の会員とする

